

埼玉県自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 埼玉県内の関係機関・団体が連携し、本県における自殺対策の推進を図るため、埼玉県自殺対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に向けた総合的な施策の推進に関する事
- (2) 自殺対策についての情報収集及び意見交換に関する事
- (3) 自殺対策事業の実施計画及び実施状況についての評価に関する事
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関する事

(委員)

第3条 連絡協議会の委員は別表に掲げる機関等の者とする。

- 2 委員の任期は、就任した日の属する年度の翌年度3月末日までの2年とし、2年ごとに全委員を改選する。
- 3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することができる。

(会長・副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局を埼玉県保健医療部疾病対策課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別 表

職 域	団体・機関名
学識経験者	精神科医療機関
学識経験者	埼玉弁護士会
保健・医療	埼玉県医師会
保健・医療	埼玉県精神科病院協会
福 祉	埼玉県民生委員・児童委員協議会
教 育	埼玉県スクールカウンセラー
労 働	埼玉県経営者協会
労 働	埼玉労働局労働基準部健康安全課
労 働	埼玉産業保健総合支援センター
労 働	日本労働組合総連合会埼玉連合会
民間団体	埼玉いのちの電話
民間団体	さいたまチャイルドライン
多重債務対策	埼玉県多重債務対策協議会
警 察	埼玉県警察本部生活安全企画課
行 政	埼玉県立精神保健福祉センター
行 政	さいたま市こころの健康センター
行 政	埼玉県保健所長会
行 政	川越市保健所